

ライフジャケット 貸出要領

1 目的

プールや海、川等の水辺で活動を実施する際、参加する子どもたちが安全に楽しく活動できるよう、静岡県立三ヶ日青年の家が所有する、子ども用ライフジャケット（以下「物品」）の貸出について、必要な事項を定めたものとする。

2 貸出機関

静岡県立三ヶ日青年の家

3 貸出物品

貸出物品は、下表のとおりとする。

| No. | 貸出物品 | 貸出数量 | 貸出条件（対象者） |
|------|-----------------|-----------------|-----------------|
| No.1 | ライフジャケット Mサイズ | 7 (No. 小 1～7) | 身長目安：85～125 cm |
| No.2 | ライフジャケット Lサイズ | 8 (No. 中 1～8) | 身長目安：125～155 cm |
| No.3 | ライフジャケット フリーサイズ | 15 (No. 大 1～15) | フリーサイズ |

4 貸出対象及び使用目的

(1) 貸出対象 県内外問わず、5人以上の団体やグループ（学校、企業、スポーツ団体、家族等）
ただし、営利目的、政治活動、宗教活動のための使用はできない。

(2) 使用目的

使用目的として、次のいずれかに該当すること。

ア 幼児、児童、生徒に対し、プールや海、川などでライフジャケットを着用させ、安全に活動させるため。

イ 幼児、児童、生徒に対し、プールや海、川などでライフジャケットを着用することの重要性を教える安全教室などで使用するため。

5 貸出方法

(1) 物品の貸出を希望する者（以下「貸出希望者」）は、実際に貸出物品の受取を希望する三週間前までに、貸出申請書（様式1）を貸出機関に提出するものとする。

(2) 貸出機関は、前項による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する時を除き、貸出希望者に対して物品を貸し出すものとする。なお、同一時期に複数の申込みがあった場合は、先着順とする。

ア 物品の正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。

イ 法令又は公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。

ウ 特定の個人、政党、宗教団体等を支援または公認しているような誤解を与え、または与える活動に使用されるおそれのあるとき。

エ 物品を営利目的で使用するおそれのあるとき。

その他、貸出機関が物品の貸出について不適當であると認めるとき。

- (3) 貸出を受ける者（以下「借受者」）は、貸出機関から物品を直接受け取ることを原則とする。
また、使用後は責任をもって速やかに貸出機関へ返却するものとする。貸出及び返却は、平日午前9時から午後5時までの間に行う。
- (4) 貸出機関は借受者に対して、申請書の写しを渡し、使用マニュアルの説明を行うものとする。
- (5) 貸出に伴う搬出及び搬入は借受者が行うものとする。

6 貸出期間

貸出期間は、原則として1週間以内とする。

7 貸出料

貸出料は、無料とする。

8 損害賠償

借受者の故意又は不注意等により物品を破損・汚損した場合は、借受者は修繕費用等を負担するものとする。

9 貸出機関等の責任

物品の使用により借受者が受けた被害、又は借受者が第三者に与えた損害に対して、貸出機関は一切その責任を負わない。

10 その他

- (1) 借受者は、物品の使用について、別添の「ライフジャケット使用に関する留意事項」により取り扱わなければならない。
- (2) その他の事項については、貸出機関と協議すること。

11 施工期間

この要領は、令和5年3月31日から施工する。

別添 ライフジャケット使用に関する留意事項

- 1 借受者は、物品を使用する際は正しく装着するとともに、活動中の安全管理に十分な配慮を行うこと。
- 2 物品の使用により借受者が受けた被害、または借受者が第三者に与えた損害に対して、貸出機関は一切その責任を負わない。
- 3 使用中に物品が破損した場合は、その使用を取りやめ、速やかに貸出機関へ報告を行うこと。
物品の破損、紛失等については、借受者がその責任を負うこと。
- 4 活動終了後は以下の作業を行うこと。
 - (1) 物品を洗浄して汚れを落とし、十分に乾燥させること。
 - (2) 物品の数や異常の有無を確認した上で返却を行うこと。
- 5 借受者は、第三者に転貸してはならない。